

みどりのこだま

～ふくしまからはじめよう。「食」と「ふるさと」新生運動～

第90号

平成31年3月発行

福島県相双農林事務所農業振興普及部

〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30

TEL(0244)26-1149

FAX(0244)26-1169

E-mail : shinkouhukyuu.af06@pref.fukushima.lg.jp

シリーズ:南相馬市小高区・飯舘村の経営再開について

小高区では営農再開が進み、水稻の作付けが増えています。米生産量の増加に伴う米の検査に対応するため、平成30年10月、JAふくしま未来小高営農センターにベルトコンベア型検査機が新しく導入されました。

○小高区の営農再開がさらに進展



図:小高区における水稻作付面積の推移

しかし、小高区の平成30年産米の作付面積は約60haで、震災前の5%と少ない状況です。作付再開を進めていくためには、数少ない担い手や組織への農地利用集積、基盤整備による農用地の大区画化、乾田直播などを含む省力技術の導入、放射性物質検査の徹底などが必要になります。これからも、当普及部は生産者や関係機関と一体となって様々な課題に取り組み、小高区の営農再開を支援していきます。

○震災後、初めて農業用機械を使用する場合はご注意を!

相双地域の平成30年度産米の全量全袋検査では、基準値(100ベクレル)を超えた米はありませんでした。31年産米でも基準値超過ゼロを達成するため、作付に当たっては、引き続き放射性物質対策の実施をお願いします。

放射性物質に関して注意が必要なのは、「**交差汚染**」です。交差汚染とは、米そのものの線量は低いにもかかわらず、調製作業の過程で、機械などに残っていた異物(ホコリなど)に含まれる放射性物質が米に付着して汚染されてしまうことです。特に、震災後一度も使用していなかった粉すり機や計量選別機には、放射性物質を多く含む異物が内部に入り込んでいることがあり、交差汚染を引き起こす一因となっています。

機械内部の異物は通常の分解清掃では取りきれません。そのため、分解清掃の実施後に玄米を機械にかけて、玄米と共に異物を排出する「**とも洗い**」を実施する必要があります。

震災後初めて使用する粉すり機や計量選別機(中古品含む)は、必ずとも洗いを実施してください。とも洗いに使った玄米は処分する必要がありますが、営農再開支援事業による補助の対象となります(60kgまで)。詳しくは当普及部までお問い合わせください。

小高区産米の全量全袋検査は、他地域から2年遅れること平成26年度から開始されました。平成29年7月には避難指示が解除され、水稻の作付再開が確実に進んでいます。

株式会社紅梅夢ファームなどの法人経営体を中心に、複数の生産者が作付再開や面積を拡大し、全量全袋検査の点数も平成29年産米では3,414点と増加しました。

作付再開の進展に伴う検査点数の増加に対応するため、平成30年10月、JAの小高営農センターにベルトコンベア型検査機が1台導入されました。これまで原町区などの検査場に運んで検査していたものが、これにより生産者への負担が軽減されるようになりました。

小高区飯崎地区の地域営農体制の構築について

飯崎地区では作付拡大と農業経営の発展に向けて、個々の営農再開を始め、大規模を担う生産体制の構築、農地集積による担い手の規模拡大を進めてきました。

○飯崎地区での営農再開が進んでいます!!

今年度、飯崎地区では基盤整備後の農地を中心に大豆 2.6 ha と水稻 1.3 ha が作付けがされるとともに、畑でのタマネギ栽培がおこなわれました。大豆とタマネギについては、震災後、新規に導入しましたが、栽培技術も定着しつつあり、収量や品質が向上しています。

現在、基盤整備中ですが、最終的には約 100 ha の農地で効率的な生産体制を構築し、小高区の農業再生のモデルになることが期待されています。



○飯崎地区営農改善組合を設立しました!!

飯崎地区では、営農再開が進むにつれ、集落の営農ビジョン策定や農地利用の調整など地権者内の話し合いを進め、合意形成を図るための組織づくりが必要となりました。

このため、担い手や地権者の意向を確認しながら、設立準備会での話し合いを重ね、地権者説明会にて協議した結果、2月 17 日に飯崎地区営農改善組合が設立されました。

今後は、営農改善組合が担い手をサポートしながら、飯崎地区のさらなる農業振興と地域の発展に向けて、より良い営農体制の整備を進めていきます。



○株式会社 飯崎生産組合設立!!

飯崎地区の担い手である飯崎生産組合は、震災前の風景を取り戻すとともに、規模拡大と持続的な経営発展に欠かせない新規雇用を確保するため、法人化を決意しました。

経営相談所を活用した個別相談を重ね、法人のイメージをより具体的にしながら、業務内容の検討や定款の作成等の手続きを進め、2月に「株式会社 飯崎生産組合」が設立されました。

組合は農業振興普及部主催の農業経営講座に参加するなど、経営管理能力向上に努められており、今後の経営発展が期待されます。

相双地域で初の『ふくしま県GAP(FGAP)』認証!!

(株)紅梅夢ファームが認証されました。

福島県では農産物の風評払拭とブランド力向上、消費者から信頼される産地づくりを進めるため、GAP 認証日本一を目指しております。管内でも GAP 取得農場が増加しています。

県は、広く GAP 認証をすすめるため県独自の認証制度「ふくしま県GAP(FGAP)」を平成29年に創設しました。これは、農水省のガイドラインに準拠して放射性物質対策を強化した県の認証GAP制度になります。

この度、FGAP の平成30年度第5回認証委員会が開催され、相双農林事務所管内から(株)紅梅夢ファームが初の認証となり相双農林事務所長より認証書の交付が行われました。

(株)紅梅夢ファームは、南相馬市小高区で水稻、大豆、タマネギを生産しています。認証品目は米での取得となりました。FGAP に取り組みリスク管理をすることで「若手従業員の労働安全や意識改革」、「担い手が少なく農地の集積が進む地域での農場経営管理の合理化」が期待されるところです。

FGAP の対象品目は、米、麦、大豆、そば、野菜、果樹、きのことなっています。また、認証にかかる経費は事業で支援しておりますので認証GAPに興味ある生産者の皆さんには、ぜひ農業振興普及部までご連絡下さい。



タマネギの機械化体系確立に向けた実証の報告

震災後、担い手の減少に伴い、地域の営農再開や基盤整備に合わせて、大規模作付が可能で収益性の高い土地利用型の園芸作物の導入を推進しており、ブロッコリーやネギ、タマネギの栽培が広がっています。栽培面積を更に広げていくためには、地域に適した機械化体系の確立が重要ですが、これまで県内には大規模な機械化体系の事例がなかったことから、技術の確立に向けて試験研究機関による試験や地域での実証が行われています。

ここでは、農業振興普及部で現在実施しているタマネギの機械化体系における安定生産技術の実証事業について報告します。

「次世代を担う地域農業先端モデル実証事業」

相馬地区のタマネギ生産現場においては、収穫量が目標よりも低く、単位収量を確保して生産量を向上させることが課題となっています。そのため、南相馬市原町区に3つの実証圃を設置して、地域に適した安定生産技術の確立を目指しています。

(1)かん水装置導入による収量向上の実証

自走式のかん水装置を利用して、移植後の初期生育確保や肥大期の生育促進による収量向上技術の確立を目指します。

(2)品種及び保温資材による収穫時期前進化の実証

収穫期分散による収穫・調製の負担軽減のため、早生品種と被覆資材のべたがけを組合せて、収穫時期の前進を図ります。

(3)簡易な資材を用いた低床育苗技術の実証

ベンチ育苗の代用として発泡プラスチック資材を用いて、育苗の低コスト化と軽労化を目指します。

今後、有用な技術として皆様に普及できるよう、調査を継続して結果の検証を進めています。



園地を若返らせて、高品質の果実をつくりましょう! ～果樹園地改植のススメ～

果樹には経済寿命があります。

果樹は一般的に、若年期は収穫が少なく、成木期に収穫量がピークに達して安定し、やがて老木化して収穫量が低下します。果樹の樹齢とともに果実販売による収入も上下するため、老木化した樹では、栽培管理にかかる支出が、収入を超えててしまいます。

そのため、樹が老木化し、収入が支出を下回る前（経済寿命を迎える）まで計画的に改植を行い、園地を若返らせる必要があります。

事業を活用して、園地を若返らせましょう!

相双農林事務所では、青果物価格補償協会の「果樹経営支援対策事業」を活用した改植を推進しており、管内では、ナシとリンゴが支援対象となっています。

特にナシでは、ジョイント栽培の導入を推進しています。ジョイント栽培は、密植した複数の樹を接続して育成する栽培方法です（右写真）。この栽培方法だと、一般的に20年ほど育成して得られる収穫量を、3～4年の育成期間で得ることができますため、改植後の未結果期間が短く、早期多収穫（多収益）が可能となります。

これから改植しようと考えている方は、事前に普及部までご相談ください！



農産物直売所を利用してみませんか？

相馬地方農産物直売所連絡協議会は、新地町のあぐりや、相馬市のふれあい旬のひろば、南相馬市の四季彩、旬のひろば、いととんぼの5店舗が加盟する直売所組織です。協議会では、一人でも多くの消費者に美味しい地元の農産物をPRできるよう、毎年、合同販売イベントを開催しています。また、出荷者に対しても栽培・加工技術のスキルアップ支援として講習会を実施し、より美味しい農産物を生産していただけるようサポートを行っています。農産物直売所は、出荷者と消費者をつなぐ架け橋として、地産地消には欠かせない存在です。農産物出荷に興味がある方はぜひ、農産物直売所をご活用下さい！



七夕マルシェ（7月7日／セデッテかしま）→

協議会全5加盟店が出店し、新鮮な夏野菜の販売と直売所のPR活動に取り組みました。



←園芸品目栽培講習会（2月13日／原町・相馬）

野菜・花きの栽培管理指導、メーカーによる品種紹介、協議会担当者の各店舗紹介を行いました。計103名と多くの出荷者が参加しました。

